

理事会議事録

- 1 開催日時 令和6年3月14日(木)午前10時25分～
2 開催場所 大阪市立社会福祉センター 3階 第1会議室
3 議事の内容

司 会 定刻前ではございますが、本日出席予定の皆さまがお揃いですので、ただ今から理事会を開催いたします。

本日の出席状況でございますが、理事定数6名以上23名以内、現在員数22名、本日の出席者17名でございます。従いまして、理事総数の過半数に達しておりますので、定款第29条第2項の規定により、本会議は有効に成立していることをご報告いたします。

なお、新田監事、羽賀監事にもご出席いただいておりますことをご報告いたします。

また、本日の議案について、特別の利害関係を有する理事の出席はございません。

次に、今回お配りしております、資料の確認をさせていただきます。

(資料確認)

それでは、永岡会長から開会にあたりまして、ごあいさつを申し上げます。

永岡会長 (あいさつ)

司 会 それでは、ただ今から議事に入りますが、理事会の議長は定款第29条第1項の規定により、その都度理事の互選とすることになっておりますが、慣例により、永岡会長様をお願いしたいと存じますが、いかがでしょうか。

(異議なし)

異議なしということでございますので、議長を永岡会長をお願いいたします。

永岡議長 まず、理事会の議事録の署名人ですが、定款第30条第2項に「出席した会長及び監事は、議事録に記名押印する」と規定していることから、私と新田監事、羽賀監事が議事録に署名いたします。

新田監事さん、羽賀監事さんどうぞよろしくお願いいたします。

<第1号議案> 定款の一部変更(案)について

永岡議長 それでは、議案書に基づきまして、議事を進めてまいります。

第1号議案、定款の一部変更(案)について、事務局から説明してください。

真鍋次長 事務局次長兼総務課長の真鍋でございます。

第1号議案 定款の一部変更(案)について、ご説明します。資料1をご覧ください。

変更理由といたしましては、本会が大阪市から受託している「休日夜間福祉電話相談事業」が令和5年度、令和6年3月31日をもって受託期間が満了することに伴い、事業名を削除し、条項を修正するものです。

平成24年4月以降、休日夜間の時間帯において、高齢者及び障がい者並びに

真鍋次長 その家族等からの電話相談に応じ、内容に応じて適切な相談窓口や関係機関へ調整するなど、相談窓口としての役割を担ってきたところです。

令和6年度以降、大阪市では、名称を「大阪市休日夜間障がい者・高齢者虐待ホットライン事業」として公募され、休日夜間の時間帯における障がい者や高齢者の虐待通報及び要援護障がい者・高齢者緊急一時保護事業に関する関係機関への連絡業務が主となっており、本会が担ってきた相談業務ではないことから、総合的に判断した結果、応募しないこととし、定款の一部変更をお諮りするものです。

以上、第1号議案について、ご説明いたしました。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

永岡議長 ただ今の説明についてご意見・ご質問はありませんか。
ないようでございますので、ご承認いただけますか。
ご承認の場合は、挙手をお願いします。

(異議なし)

異議なしということですので、第1号議案は原案どおり決定されました。

<第2号議案> 諸規則等の一部改正(案)について

永岡議長 続きまして、第2号議案の諸規則等の一部改正(案)について、事務局から説明してください。

真鍋次長 第2号議案、諸規則等の一部改正(案)について、ご説明します。
資料2をご覧ください。

2頁以降に今回改正する諸規則等をつけておりますが、主な改正内容等ついて、資料の1頁にまとめておりますので、こちらで説明させていただきます。

1点目ですが、先ほど第1号議案でご説明しましたとおり、「休日夜間福祉電話相談事業」が令和5年度をもって受託期間が満了することに伴い、事務局規程をはじめとする5つの諸規則等から事業名を削除し、条項を修正するものです。

2点目は、他の嘱託職員の総括的な役割を担う常勤嘱託職員区分を新設し、それに伴い条項を修正するものです。

施行日については、令和6年4月1日付けといたします。

以上、第2号議案について、ご説明いたしました。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

永岡議長 第1号議案でご承認いただいた定款の一部変更に伴う改正及び嘱託区分の新設ですが、ご承認いただけますか。ご承認の場合は、挙手をお願いします。

(異議なし)

異議なしということですので、第2号議案は、原案どおり決定されました。

<第3号議案> 第3期大阪市地域福祉活動推進計画(案)の策定について

永岡議長 続きまして、第3号議案の第3期大阪市地域福祉活動推進計画(案)の策定について、事務局から説明してください。

堀江課長

地域福祉課長の堀江でございます。

第3号議案、令和6年度から3か年の「第3期大阪市地域福祉活動推進計画」について、ご説明します。お手元には、計画（案）をお配りしていますが、本日は資料3-1に基づき、概要を説明させていただきます。

2頁をご覧ください。

地域福祉活動計画は、大阪市における地域福祉の推進を目的として、社会福祉協議会の呼びかけにより、地域住民等と相互に協力して策定する民間の活動・行動計画としています。

3頁をご覧ください。

ここでは、これまで計画の策定経過をまとめています。第1期計画については、市社協事業を中心に推進計画に位置付けて進めてきましたが、第2期計画については、地域の身近なところで福祉活動を支援している区社協とともに推進計画に基づき、事業推進していくことを意識しながら進めました。具体的には市社協、区社協で共通のシートを用い、共通項目のもとで、それぞれ取組みの目標や方策を設定しまして、進捗管理もおこないながら、地域福祉活動の支援や各事業の推進に努めました。

4頁をご覧ください。

第3期計画の策定について①ですが、第3期計画については、令和6年3月の策定に向けて進めています。第2期と同様に市社協、区社協共通のシートを活用し、共通項目のもとで地域福祉活動を推進していきます。計画の構成ですが、4章立てで第1章は計画の位置づけ、第2章は大阪市の地域福祉を取り巻く状況を記載しています。

5頁に移りまして、計画構成の続きで、第3章では、基本理念について、第2期と同様、「つながり・支えあうことができる福祉コミュニティをつくる」としています。基本理念のもと地域福祉活動を推進するための大切な主な視点としましては、「人権尊重・権利擁護支援の推進」を軸とし、近年多発する「災害への備え」も見据えています。また、地域福祉推進に向けて、地域の多様な主体が社会福祉協議会とともに推進していく基本目標としまして、つながりをつくる「地域づくり」と暮らしを支える「相談支援」の2つを設定し、2つの目標が重なる部分に「参加支援」を位置づけています。そして、第4章では、第3章で掲げた基本目標に基づき、「各区社協が実践する具体的項目」と「市社協として実践する具体的項目」をまとめています。

6頁をご覧ください。策定について③では、基本目標と区社協、市社協の取組み項目との関連性について記載しています。つながりをつくる「地域づくり」と暮らしを支える「相談支援」を市社協・区社協の各項目で推進を図り、双方の目標から「参加支援」を意識した地域福祉活動の支援や取組みを進めていきます。

第3期計画では、区社協項目・市社協項目ともに計画指標として、数値（量的）で見てとれるもの、また数値では測れないもの（質的）の両面から設定することとし、量的・質的・プロセスのそれぞれの側面から評価しながら計画を推進してまいります。

7頁をご覧ください。策定について④では「区社協が実践する具体的項目」を記載しています。

第2期計画では、6つの項目でありましたが、第2期での推進状況をふまえ、第3期では「小地域福祉活動の支援」「生活課題・福祉課題への対応」「参画・協働による地域づくり・場づくり」「防災・災害への備え」の4つの項目を設定しています。第2期で掲げていました「福祉教育」と「情報の把握と発信」については、4つの項目を推進する際の必要な視点や基盤として、項目としては外しました。

これらの各項目は既に各区社協において、地域福祉活動の支援や取組みとして行われており、8頁では、具体的な取組み例を記載しています。左側の写真は「小地域福祉活動の支援」として小地域単位での福祉活動計画を継続して策定されている港区の取組みです。この項目では、小地域単位での地域福祉活動についてのワークショップなどの話し合いの場づくりの支援や、見守り活動や居場所づくりの推進があげられます。

右側の写真は、「生活課題・福祉課題への対応」として西淀川区で実施されました多様な団体と協働した食料提供支援の場面です。食料提供支援については、形はさまざま違いますが、各区社協でも実施していき、相談支援の入口として、寄り添い、伴走型の支援として行っています。

また、提供支援を多様な団体と協働することで、団体間の関係づくりの場にもなっています。この項目では、他の取組みとしては複合的な課題を抱えた人を支える相談支援体制の強化、権利侵害を受けやすい障がい者や認知症の人などに対する権利擁護支援の推進などがあげられます。

9頁をご覧ください。策定について⑤では「市社協として実践する具体的な項目」を記載しています。市社協項目については、第2期計画と大きく変わっていませんが、7つ目の項目で「権利擁護の推進」を掲げています。

10頁をご覧ください。市社協項目についても具体的な取組みとして実施しているものを一部写真で次のスライドに掲載しています。左側は「災害に備えた取組み」として、12月に実施しました災害時に備えた職員による災害訓練の様子です。実施してすぐに、1月1日能登半島地震が発生し、大阪市内でも震度4を観測した区も多く、訓練で確認したICTツールを活用し、初動時の安否確認を実施しました。後ほど能登半島地震への支援について、報告しますが、1月26日から被災地の災害ボランティアセンターの運営支援のため職員を派遣しています。この項目では、大規模災害が毎年のように発生している現状をふまえ、災害時の対応・支援に向けて「職員の育成」「環境整備」「連携協働」の3つの視点から、市社協・区社協として計画的・一体的な災害に備えた取組みを推進します。

続いて、右側の写真は「権利擁護の推進」として地域での権利擁護の推進に向けた市民後見人の養成の場面です。市民後見人の養成については、大阪市としても全国に先駆けて取組みを進めてきており、誇れる取組みの一つです。今後も養成と活躍支援を進めていくとともに、本人を中心とした支援を基本とし、権利擁護支援を必要とする人が、尊厳のある本人らしい生活を継続することができる体制づくりを推進します。

最後になりますが、本計画は大阪市が策定する「第3期大阪市地域福祉基本計画」と相互に連携しながら、ともに地域福祉の推進を目的として、取組みを進め、基本目標に掲げました「地域づくり」「相談支援」「双方からの参加支援」

堀江課長 の推進に向けて、市社協・区社協総体として取組みを進めていきます。
 以上、第3号議案について、ご説明いたしました。ご審議のほど、よろしく
 お願いいたします。

永岡議長 ただ今の説明についてご意見・ご質問はありませんか。

右田理事 第3期計画の基本方針は分かりますが、かねてからコミュニティづくりにつ
 いてもボランティア活動についても前提として福祉教育が必要であるというこ
 とで、教育委員会と協働で福祉読本を作りましたが、教育の分野との連携につ
 いてはこの計画からどう読み取ればいいのでしょうか。以前、私どもが福祉教
 育の重要性から福祉読本を作りましたが、教育の分野で福祉読本が使われてい
 ないということも聞いておりますけれども、その点も含めてご説明いただきたい
 と思います。

堀江課長 福祉読本の活用については、大阪市の資料ですと、9割以上の学校に配付し、
 8割以上の3年生が活用し、9割以上の児童の理解が深まっているとなっております。
 また、並行して教師用の指導書も配付はされているということで確認は
 しておりますが、実際に活用され、福祉教育として浸透しているかどうかにつ
 いては、また別の話になるかもしれません。

 それから、福祉教育については第3期計画の大項目としては設定していません
 が、資料として配付しています推進計画（案）の冊子の27頁をご覧くださいと
 、地域づくり・場づくりの項目で学校をはじめ、地域、企業等における福祉
 教育・ボランティア学習の推進を掲げています。これに基づき市・区社協が具
 体的に取り組むこととしています。また、孤独・孤立対策推進法が施行されるに
 あたり、地域の中で共に生きていくことを育むということで、地域のなかで福
 祉教育を実践していかなければならないという国の方針も示されているので、
 学校と社協の連携だけではなく、地域にある社会福祉施設等様々な関係機関と
 連携しながら推進していきたいと考えています。

右田理事 今ご発言があったように、国でさえも協働してやっていくことが重要だと言
 っていて、大阪市はそれに先駆けて何年も前からその重要性を問題意識にして、
 形にして、動き始めたんですね。ところが、私が聞いている範囲では学校教育
 の現場はやることが多くて、あのテキストを使うのは自由時間とか補習とか、
 余分な仕事となってカットしてしまっていると聞いていたものですから、質問
 させていただきました。本日は行政の方も欠席されているようなので、また改
 めての機会です。

堀江課長 総合学習の時間でやってもやらなくてもいいという位置づけではなくて、し
 っかりと学校教育のなかでも福祉教育を進めていく必要性について、理事会で
 ご意見が出たということをお阪市の方にも伝えまして、進めていけたらと思
 います。

右田理事 大阪市は歴史的に見ても、福祉についてはむしろ西高東低だとさえ言われる

右 田 理 事 くらいに、国に先駆けてやってきました。大阪市社協が行政と協働して、こどもの生活圏域の範囲として小学校や中学校単位でやろうとして歩み始めたのが、なぜこの重要な時期にろうそくの灯が消えかかっているのかと思い発言しました。ありがとうございました。

永 岡 議 長 今回の点は記録として残し、伝えて、大阪のこれまでの取組みをしっかりと発展させていけたらと思います。お配りいただいている冊子の11頁にも福祉教育・ボランティア学習の推進のことが記載されていますし、27頁のところも先ほどご説明がありましたし、29頁記載の権利擁護との関係で理解促進や普及啓発についても学校教育だけではなく地域において相互に学び合うプログラムが必要ということで、福祉教育は全体に関わって各項目を推進していくうえで必要となる視点・基盤なので、全体に入れつつ、それぞれの項目で意識してやっていくということなので、実質的に進むよう取り組んでいきたいと思えます。

堀 江 課 長 貴重なご意見ありがとうございました。

永 岡 議 長 他にご質問はないでしょうか。

田 中 理 事 大阪府社会福祉協議会の田中です。地域づくり、相談支援、参加支援は包括的な支援体制の構築を進める考え方とも合致していると考えています。具体的な計画ではなく、計画を実際に進めていく現場についてお願いですが、区社協のところに出てくる小地域活動は、右田理事の話にもあったように大阪は先進的で代表的な活動となっております。府域においても組織率が高く、全国を見てもこんなところはなく非常に進んでおりますが、社会福祉施設の施設長とか地域にそれなりに近い方でも小地域活動のことを知らないとか、何をしているかよく分からないという方が結構おられ、浸透していないなど感じることがあります。私もある程度活動をしていますので非常に良いことをされていると思えますけども、地域の中で知っている人・知らない人、また、参加する人・参加していない人と分断が起きているように感じます。今まで現場で熱心な方々が地域のために活動を支えてきて、福祉の向上の力になってきたと思えますが、時代変化も踏まえていかに後継者や仲間を増やしていけるかが大事ではないかと考えます。今後の小地域活動を活発にしていくためにも、新しい力とか新しい分野の方を巻き込みながら、活動を進めていっていただけたらと思えます。計画を進める段階においては、そういったことも考えながら進めていただければというお願いでございます。

堀 江 課 長 ありがとうございます。おっしゃっていただいておりますとおり、新しい分野の方たちや新しい人が、この地域福祉活動をつないでいくという必要性を私たちも感じているところでして、後ほど説明もいたしますが、令和6年度の事業計画でも社協活動や地域活動そのものを知らない人たちもまだまだ多い実態を踏まえて、社協を知ってもらう取組みも進めていきたいと思っております。そこから、活動につながったり相談につながったりと展開していけたらと思えます。貴重なご意見ありがとうございました。

永岡議長 区レベルでも、次の世代にどう継承するかということは大きな課題ですので、意識的に取り組んでいきたいと思えます。また、大阪は大阪市社会事業施設協議会も地域福祉のつながりのところで重要な働きをしていますので、それぞれの側面から小地域活動をどう進めるか、議論を広げていけたらと思えます。

他に、ご意見等はございますか。ないようですので、ご承認いただけますか。ご承認の場合は、挙手をお願いします。

(異議なし)

異議なしということですので、第3号議案は、原案どおり決定されました。

<第4号議案> 令和6年度事業予算及び予算(案)について

永岡議長 続きまして、第4号議案、令和6年度事業計画及び予算(案)について、事務局から説明してください。

堀江課長 第4号議案、令和6年度事業計画及び予算(案)ですが、まずは事業計画(案)について、ご説明します。

資料4の1頁をご覧ください。「Iの基本方針」でございます。全文読み上げいたします。

わが国では、少子高齢化の急速な進行や単身世帯の増加等により、地域における人とのつながりが希薄化し、また、コロナ禍の影響も残るなか、国際情勢等を背景とした物価高騰の影響も受け、生きづらさや孤独・孤立を感じる人、生活に困窮する人が増加するなど、地域福祉をめぐる課題はますます複雑・多様化、深刻化している。こうした課題の解決には、住民同士が互いを気にかけて、支え合う地域づくりと包括的な相談支援体制の充実が不可欠であり、本会では「つながり・支え合うことができる福祉コミュニティづくり」をめざし、つながりをつくる「地域づくり」と暮らしを支える「相談支援」を基本目標とした「第3期 大阪市地域福祉活動推進計画」(令和6~8年度)を令和6年3月に策定した。令和6年度は計画推進の初年度として、本計画を広く発信し、多様な活動主体に連携・協働を呼びかけるとともに、各区社会福祉協議会と一致協力して計画に掲げた取組みを着実に推進していく。

一方、地域共生社会の実現のため、社会福祉法に基づき「属性を問わない相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施する重層的支援体制整備事業が全国的に進められており、大阪市においてもその実施に向けて検討されている。本会としても、大阪市と緊密に連携し、本事業に関連する取組みを一体的・効果的に実施できるよう取り組む。

また、令和6年1月に発生した能登半島地震を受けて被災地に開設された災害ボランティアセンターの運営を支援するため、全国の社協の協力による職員派遣が行われており、本会も被災地支援活動に継続して取り組むとともに、大阪での大規模災害の発生も見据え、職員の災害対応力の向上、関係団体との連携強化等を進めていく。

あわせて、福祉に関わる情報発信及び専門的人材の養成、ボランティア・市民活動の推進、成年後見制度等の権利擁護、地域こども支援ネットワーク事業など、本会が全市的に担っている取組みについても、より効果的に実施できるよう充実していく。

本会は、地域福祉推進の中核的な役割を担う団体として、地域住民、行政、社会福祉施設、関係団体、民生委員・児童委員、ボランティア、NPO、企業などと密に連携・協働し、「一人ひとりの人権が尊重されるやさしさとぬくもりのある福祉によるまちづくり」の推進、地域共生社会の実現に向けた取組みをより一層推進する。

続きまして、2頁をご覧ください。

「Ⅱの令和6年度事業」でございます。ただいまご説明いたしました基本方針に基づき、本会が取り組む事業内容について記載しております。

主な内容につきましてご説明いたします。

1「組織基盤の強化」につきましては、今、高齢化や少子化など、社会構造の変化により、

労働力の供給が減少しており、特に福祉業界でも人材不足が深刻化しています。(1)の人材の確保・育成・定着につきましては、安定した法人運営の基盤になるところですので、令和6年度は人材の確保に向け、社協の仕事の魅力を伝えるリーフレットを新規作成し、広く発信するほか、新卒予定者のみならず就職活動前の学生を対象とした社協体験など新たに取り組んでまいります。また、今後の人材確保につなげるため、社会福祉士養成課程に位置付けられるソーシャルワーク実習の受入れ機関として、実習生を積極的に受け入れることとしております。

(3)法人運営機能の強化につきましては、令和6年2月に実施した入札に基づいて人事・給与システムを再構築し、人事・給与事務の一層の効率化を図るとともに、本会及び各区社会福祉協議会が情報共有に使用しているシステムについても見直すこととしております。

(4)組織の透明性と信頼性の確保は引き続き取組み、3頁目の(6)の区社協の法人運営機能強化に向けた支援としましては、区社協における総務・経理等の法人運営に携わる職員の資質向上及び区社協間の法人運営機能の平準化を図るため、法人運営や労務管理に関する情報提供及び実務支援等に取り組めます。

同じく、3頁の後段に記載しております、2「第3期 大阪市地域福祉活動推進計画の推進」につきましては、つながりをつくる「地域づくり」、暮らしを支える「相談支援」という2つの基本目標を掲げ、双方の取組みから「参加支援」を推進していきます。特に、「参加支援」につきましては、重点推進項目とし、新たな参加の場の創設や拡充、広く社会に参加することを含め、推進していきます。

計画で定めた項目ごとにテーマや数値目標を設定し、計画的に事業を推進するとともに、各区社協が共通して取り組む事項についても効果的に推進するよう支援してまいります。

4頁をご覧ください。

3「重層的支援体制整備事業を見据えた区社協への支援強化」につきましては、大阪市において、社会福祉法に規定されている「重層的支援体制整備事業」の実施が検討されていることをふまえて、同事業を構成する「属性を問わない相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」という3つの支援に係る今後の事業展開の方向性について大阪市と検討・協議を行うとともに、重層的支援体制整備事業の実施を見据え、区社協が効果的に役割を果たせるよう支

堀江課長 援を強化してまいります。

5頁をご覧ください。

4「多様な主体・資源がつながる地域福祉活動の推進」につきまして、(2)の大阪市ボランティア・市民活動センターにおきまして、新たな担い手の参加や企業等の社会貢献活動を促進し、また、各区ボランティア・市民活動センターと活動団体の活動状況や課題を共有するとともに、団体の活動継続や推進に向け、区ボランティア・市民活動センターの取組みを推進してまいります。また、(3)福祉教育につきましても、地域の特性に応じ、社会福祉施設やNPO等との協働による福祉教育を推進するため、全社協主催の研修を活用しながら、区社協でも福祉教育を推進する人材を養成してまいります。

6頁の(4)地域こども支援ネットワーク事業の推進、(5)認知症への理解を深める取組みの普及・啓発も引き続き推進するとともに、(6)大阪市ボランティア活動振興基金や助成金、寄附金を活用した民間活動へも引き続き支援してまいります。

7頁をご覧ください。

5「地域福祉を支える人材確保及び育成強化」につきましては、大阪市ボランティア・市民活動センターと大阪市社会福祉研修・情報センターを中心に地域活動の担い手の養成と福祉専門職の確保・育成・定着を推進するとともに、すべての住民が福祉への理解を含め、関心を持ってもらえるよう、啓発や情報発信に努めてまいります。

9頁をご覧ください。

6「暮らしの相談支援の充実」につきましては、(2)生活福祉資金貸付事務事業では、新型コロナウイルス感染症特例貸付の償還開始に伴い、区社協で行っている借受人へのフォローアップ支援事業について、昨年度に引き続き、各区社協の取組状況など把握するとともに府社協と調整しながら、区社協が円滑に事業推進できるよう支援してまいります。

10頁をご覧ください。

7「暮らしの安心を支える権利擁護の推進」につきましては、認知症や知的障がい、精神障がいなどで判断能力が十分でない方が、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、「あんしんさぼーと事業」と「成年後見支援センター事業」の連携を一層強化し、権利擁護に関する取組みを一体的に推進していきます。11頁の中ほどに記載しておりますが、今年度は、「カ 区単位での権利擁護にかかる地域連携ネットワークづくりの推進」を掲げておりまして、広域なネットワークとあわせて、住民が暮らす身近な地域での権利擁護ネットワークを作っていきたいと考えており、モデル的に実施していききたいと考えております。

11頁後段の、8「災害に備えた平時からの取組み及び被災地支援」につきましては、大規模災害発生時に、社会福祉協議会としてその使命を果たし、市民の生活復旧に向けて迅速かつ的確に支援できるよう、平時から職員の災害対応力の向上、備蓄物資等の環境整備及び関係団体との連携強化等に努め、災害への備えを効果的に進めていきます。特に12頁の(4)被災地への支援活動につきましては、1月1日に発生しました能登半島地震の被災地の復興に向け、継続して義援金の募集を実施するとともに、被災地の災害ボランティアセンターの

堀江課長

運営等を支援するため職員を派遣していきます。

12 頁の 9「介護保険要介護認定調査・障がい支援区分認定調査事業の実施」につきましては、介護保険要介護認定調査は 19 区、障がい支援区分認定調査は 15 区を担当しており、業務を適切かつ円滑に遂行できるよう取り組んでまいります。

最後になりますが、13 頁をご覧ください。

「10 福祉関係機関・団体との連携と協働」です。

大阪市民生委員児童委員協議会との連携、大阪府共同募金会との連携、大阪市社会事業施設協議会への支援など、各関係団体等と引き続き連携・協働し、地域福祉を推進してまいります。

事業計画（案）は以上でございます。

真鍋次長

続いて、令和 6 年度予算（案）について、ご説明いたします。

14 頁の「令和 6 年度当初予算（案）について（概要）」をご覧ください。

まず、法人全体の状況をご説明いたします。

(1) 予算総括表をご覧ください。収入額ですが、事業活動収入が 41 億 2,022 万 3 千円、その他の活動収入が 6,956 万 4 千円で、合計しますと 41 億 8,978 万 7 千円で、前年度当初予算の収入合計に比べ、9,915 万 3 千円の減となっております。

次に支出額ですが、事業活動支出が 41 億 6,232 万 2 千円、施設整備等支出が 156 万 2 千円、その他の活動支出が 2,816 万 1 千円、予備費支出が 100 万円で、合計しますと 41 億 9,304 万 5 千円で、前年度当初予算の支出合計に比べ、1 億 8,140 万 1 千円の減となっております。この結果、収入から支出を差し引いた法人全体の資金収支差額は、マイナス 325 万 8 千円となります。

(2) 予算の内訳をご覧ください。表の一番右に記載の善意銀行事業につきましては、蓄積しました寄附金等の範囲内で助成する事業のため、収支差額が発生しますが、その他の事業については、年度単位で事業を計画・実施していることから、資金収支差額は 0 円であり、収入に見合った支出を計上しております。

次に、15 頁、「2 収入の状況」をご覧ください。ここでは、(3) 主な増減理由について、ご説明いたします。

まず、受託金収入は減となっておりますが、主には第 1 号議案でご説明させていただいた休日夜間福祉電話相談事業の受託期間の満了によるものです。

その他の活動による収入も減となっておりますが、ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業の一部移管によるものです。これは、昨年 11 月 14 日に開催いたしました理事会においてご報告させていただきまして、平成 28 年度から大阪市の要請により、本事業を実施してきましたが、本事業を始めるにあたり、大阪市とは、時限的に一定の期間実施することとして協議しており、この間、328 件の貸付を行い、借受け人への対応方法などの事業手法を確立してきたことから、本会として一定の役割を果たしたと考えまして、市に事業の終了を申し入れました。協議の結果、令和 6 年度以降は、令和 5 年度末で既に償還が決定し、完納となっていない債権の管理のみを、引き続き本会が行うこととなり、新規貸付及び本会が管理する以外の債権の管理は「公益財団法人 大阪市ひと

真 鍋 次 長

り親家庭福祉連合会」において実施されることとなり、同業務に必要な事務費を予算計上したものでございます。

続いて、資料 16 頁「3 支出の状況」をご覧ください。(3) 主な増減理由について、ご説明いたします。

事務費支出については、増となっています。これは、令和 5 年度に未実施となった人事・給与システム再構築費を改めて予算計上したことによるものです。

下段の固定資産取得支出は減となっています。これは、令和 5 年度当初はソフトウェアの買い取りも想定して予算計上しておりましたが、クラウドシステムの導入に変更したことにより、予算計上科目が事務費に変更になったことによるものです。なお、金額についても、クラウドシステムを利用することにより、前年度予算額の半額程度まで経費を削減できる見込みです。

最後に、資料 17 頁「4 事業別支出予算額の状況」をご覧ください。

(2) 主な増減理由について、ご説明いたします。

要介護認定訪問調査事業については、従来、当初契約時の調査依頼見込件数を踏まえて予算計上していましたが、令和 6 年度予算については、実際の調査依頼見込件数を踏まえて計上したことから、前年度に比べ、減となっています。

生活福祉資金貸付事務事業の増は、前年度に引き続き、特例貸付の借受人へのフォローアップ支援に係る事務費を計上したことによるものです。

職員費調整事業の減は、定年退職等による高年齢層の減少と、新規採用による若年層の増加により、人件費の総支出額の減少が見込まれることによるものです。

ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業については、先ほどご説明したとおり、事業の一部移管に伴うものです。

収支予算書（総括表）及び事業毎の収支予算書につきましては 18 頁以降に記載しておりますので、後ほどご覧ください。

以上、令和 6 年度事業計画及び予算（案）についてご説明いたしました。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

永 岡 議 長

ただ今、令和 6 年度事業計画及び予算（案）について、説明がありましたが、ただ今の説明についてご意見・ご質問はありませんか。

北 理 事

大阪市ひとり親家庭福祉連合会の北です。先日、東京で全国の母子・寡婦の指導者研修会がありましたが、行政説明や各都道府県の話は聞かなかで、大阪市では市社協や大阪市と連携をとりながら事業を推進できているし、連合会の事務局機能もしっかりしていて、会員もいて、恵まれているなど感じました。

各区の母子・父子・寡婦世帯が会員となっていますが、なかには貧困家庭もありますし、母子であればヤングケアラー等、かなり格差がありますし、ひとり親の場合は子育てしながら仕事も抱えるといった多様な状況のなか、子育て支援のサポートを社協も市もしていただいているので、そういった情報を私どももできるだけ発信していきたいと思います。この理事会でも各区社協の会長さんもお見えですので、区レベルでも一緒に考えてやっていけたらと思っていますので、お話しさせていただきました。

右 田 理 事 質問ですが、17 頁の下の表に出ている要介護認定訪問調査事業の予算が減になっているところですが、調査依頼見込み件数が減ったということですが、何か特別な事情があるのでしょうか。

永 岡 議 長 先ほどの北理事からのご意見と、右田理事の質問も含めまして事務局お願いします。

堀 江 課 長 ご意見ありがとうございます。ひとり親の皆さん、ご苦労されている方もたくさんいらっしゃるって、社協ともつながっていない方もたくさんいるというのが現状かと思います。ひとり親の方に限らず、困りごとを抱えている方たちとつながっていくということが市・区社協の役割だと思っていますので、各団体の皆さんと連携しながら進めていけたらと思います。

要介護認定訪問調査については、令和 4～6 年度の 3 年間の受託期間となっております。公募を出した令和 3 年に一旦契約の件数を大阪市が示し、社協が手を挙げたということになっています。ちょうどコロナがあり、認定の区分変更については延長ができるという特別のルールもできましたので、先送りにした方々が多く、その期間が終わり、ちょうど今月から通常の申請に戻っているところです。このため、今まで更新を延長していた方の分が上乘せとなり、令和 6 年度は通常より溢れる部分については、大阪市が公募をかけ、大阪市社協ではない 3 つの事業所が調査を実施することとなっています。全体のところでも数字の見直しがありまして、当初の契約件数ではなく、実態の数字が大阪市から出されましたので、その数字に基づいた予算編成となっています。

永 岡 議 長 1 点だけ確認ですが、17 頁の法人運営事業の令和 6 年度予算が減となっているところについて説明をいただければと思います。

真 鍋 次 長 法人運営事業が令和 5 年度と比較して減となっていますのは、先ほどご説明いたしました人事・給与システムについて、クラウドシステムを導入することとしまして、固定資産として法人運営事業だけで経費を執行することとしたりを、各事業で按分する予算編成としたことによって減となったものです。

永 岡 議 長 それではよろしいでしょうか。事業計画及び予算（案）についてご承認いただけますか。ご承認の場合は、挙手をお願いします。

（ 異 議 な し ）

異議なしということですので、第 4 号議案は、原案どおり決定されました。

＜第 5 号議案＞ 評議員会の開催（案）について

永 岡 議 長 続きまして、第 5 号議案、評議員会の開催（案）について、事務局から説明してください。

真 鍋 次 長 第 5 号議案 評議員会の開催（案）について、ご説明します。

資料 5 をご覧ください。

定款第 14 条におきまして、評議員会は、理事会の決議に基づき会長が招集す

真鍋次長 　　ると規定していることから、今回、お諮りするものです。
開催日時及び場所につきましては、令和6年3月22日（金）、午後1時30分からたかつガーデンで開催いたします。
議案につきましては、定款の一部変更（案）について、第3期大阪市地域福祉活動推進計画（案）の策定について、令和6年度事業計画及び予算（案）についてでございます。
以上、評議員会の開催（案）についてご説明いたしました。よろしくお願いいたします。

永岡議長 　　ただ今、評議員会の開催（案）について、説明がありましたが、ご承認いただけますか。ご承認の場合は、挙手をお願いします。
（異議なし）
異議なしということですので、第5号議案は、原案どおり決定されました。
本日ご審議いただく案件は、全て終了いたしましたので、ここで議長役を終了させていただきます。ご協力をいただきまして、誠にありがとうございました。

<報告> 能登半島地震への対応について

司 会 　　それでは、続きまして報告事項にうつらせていただきます。
令和6年1月1日に発生した能登半島地震への対応について、地域福祉課係長の異から報告いたします。

異 係 長 　　地域福祉課の異でございます。資料6をご覧ください。令和6年1月1日発災しました能登半島地震への対応について、ご報告します。
まず、2ページですが、能登半島地震の被害状況について記載しています。石川県内で最大震度7が観測され、2月末現在で、人的被害1,540名、住宅被害77,703棟にのぼっています。
3ページをご覧ください。
被災地に対して、まずできる支援として義援金活動に取り組みました。大阪市社協、各区社協の職員で1月15日、17日の夕方に大阪上本町駅周辺で、1月16日には、1日かけてディアモール大阪で街頭募金活動を行いました。また、義援金口座や募金箱も常時開設・設置し、2月末時点で街頭募金とあわせて合計2,387,197円の義援金が集まりました。今後も引き続き、機会あるごとに義援金について呼びかけていきます。
4ページをご覧ください。
近畿ブロック社協での職員派遣について、記載しています。被災地社協の災害ボランティアセンターの運営支援のため、1月26日から、中能登地域への職員派遣を開始し、本会としては、志賀町、七尾市へ市・区社協職員を派遣しています。期間は1月28日から当面4月3日まで1クール1週間を基本に全12クール計14人の派遣を予定しています。2月17日以降は七尾市へ派遣しており、4月以降も派遣は継続される見込みです。
5ページをご覧ください。
本会において職員派遣にあたり、派遣職員の調整の他、派遣に必要な物品や

異 係 長 事前のオリエンテーション資料を作成し、出発式をおこない職員を送り出しています。

6 頁に移りまして、志賀町の状況及び 2 月末時点の被害状況を記載しています。志賀町には 2 クール 3 人の職員を派遣しました。

7 頁から 8 頁にかけて、志賀町社協での災害ボランティアセンターにおける支援活動として、現地調査やボランティアマッチングの様子、本会職員によるボランティアへのオリエンテーションの様子を掲載しています。

志賀町での活動は、派遣時期が早期であり、かつ少数での派遣であったことから、災害ボランティアセンターのしくみやボランティア活動への流れをスムーズにおこなうためのマニュアル作成を支援した他、地元社協職員とも密に連携を図りながら運営支援に努めました。

9 頁には、七尾市の状況及び 2 月末時点での被害状況を記載しています。志賀町よりも人口規模が多く、長期に断水していたことも被害の特徴の一つです。七尾市社協には 2 月 17 日から 4 月 3 日までの計 10 クールで 11 人の派遣を調整しています。10 頁、11 頁に支援活動の写真を掲載しています。志賀町と同様に現地調査やボランティアとのマッチング、オリエンテーションをおこない、ニーズや活動の状況はシステムを活用し、管理しています。

最後 12 頁をご覧ください。

本会職員が感じた現地での状況・課題です。まず、ニーズとボランティア調整について、相談ニーズが多く、現地調査が追いつかず、ボランティアとのマッチングできないという課題です。次に活動場所への移動時間がかかるということです。ボランティアが活動できる時間は約 4~5 時間で、そのうち往復 1 時間以上を移動に要する場所もあります。次に災害ごみの集積場について、災害ごみの量が多く、集積場は車で混雑していることが多く、ボランティアの活動時間にも大きな影響を与えています。最後に、軽トラックや車の台数が不足しているということです。

これらの課題に対して、軽トラックで参加可能なボランティア募集のチラシ作成やより多くの件数をマッチングするため現地調査の強化日を設定するなど、現地の社協職員に寄り添い、試行錯誤しながら、支援活動を行っています。本会としても継続して被災地への支援に取り組むとともに、事業計画で説明しました災害支援の取組みをすすめていきたいと考えています。

報告は以上です。

司 会 ただ今の報告について、ご質問はございますか。

ないようございますので、報告は以上となります。

それではこれもちまして、理事会を終了させていただきます。今後の予定でございますが、令和 5 年度事業報告及び決算（案）についてご審議いただきます理事会を令和 6 年 6 月 11 日（火）午前 10 時 30 分から、市立社会福祉センターで開催いたしますので、ご予約くださいますようお願いいたします。

本日は、ご多用の中、ご出席いただきまして、ありがとうございました。